第三条第二項第七号を次のように改める。

七　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ　連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト　証券化取引に関する会計方針

チ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

第三条第三項第七号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、⑻及び⑼を削り、⑺を⑽とし、⑽の次に次のように加える。

⑾　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第三条第三項第七号イ中⑹を⑼とし、⑸を⑻とし、同号イ⑷中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ⑷を同号イ⑺とし、同号イ⑶中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ⑶を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑷　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑸　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第三条第三項第七号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ⑴中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ⑵中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第三条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号を次のように改める。

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百三十一条第二項及び第二百七十九条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び農林中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　農林中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、農林中央金庫が行った証券化取引（農林中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

第二条第二項第七号中ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ　追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

第二条第三項第六号イ中「オリジネーターである」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、⑻及び⑼を削り、⑽を⑿とし、⑺を⑽とし、⑽の次に次のように加える。

⑾　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第二条第三項第六号イ中⑹を⑼とし、⑸を⑻とし、同号イ⑷中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ⑷を同号イ⑺とし、同号イ⑶中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ⑶を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

⑷　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

⑸　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

第二条第三項第六号ロ中「投資家である」の下に「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、同号ロ⑴中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ⑵中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号ロ中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第二条第三項第六号に次のように加える。

ハ　農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、農林中央金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(3)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4)　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5)　保有する証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）